

建業第 218 号  
令和 2 年 11 月 19 日

一般社団法人 静岡県建設業協会会長 様  
一般社団法人 静岡県建設産業団体連合会会長 様  
静岡県建設事業協同組合連合会会長 様

静岡県交通基盤部建設支援局建設業課長

過去に許可を取得した建設業者の経營業務の管理責任者の取扱い等について（通知）

このことについて、改正建設業法（以下「法」という。）施行日以前に許可（新規、更新等）を受けた建設業者の経營業務の管理責任者及び法施行日以降の補佐経験の取扱い等について、下記のとおりとしますので、貴団体におかれましては、会員への周知をよろしく願います。

記

	事項	内容
1	法施行日より前に許可（新規、更新等）を受けた建設業者の経營業務の管理責任者について	法施行日以前に許可（新規、更新等）を受けた経營業務の管理責任者（旧建設業法施行規則様式第 7 号で経營業務の管理責任者として認定された者）の許可の対象となる業種については、証明を受けた経営に関する役職、期間及び業種にかかわらず、全ての業種について許可の対象となるものと見做す。
2	法施行日以降の補佐経験の取扱いについて	法施行日より前の建設業許可事務ガイドライン（令和 2 年 2 月 20 日国土建第 461 号）【第 7 条関係】 1、(6)、①、(b)、ロで、補佐経験の期間に建設業の役員等（執行役員及び事業主経験を含む。以下同じ。）の経験を含めることができる取扱いを定めており、法施行日以降の建設業許可事務ガイドライン（令和 2 年 9 月 30 日国土建第 180 号）で同項目が削除されている件について、本県では役員等の経營業務の経験が補佐の経験と同等以上であることを鑑み、法施行日以降も従前と同様の取扱いを行うこととし、様式第 7 号イ（3）に該当することとする。

担当 許可班  
電話番号 054-221-3058